

産業建設常任委員会会議録

令和元年9月18日

宮古市議会

令和元年9月宮古市議会 産業建設常任委員会会議録目次

(9月18日)

議事日程	1
出席委員	2
欠席委員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	2
付託事件審査(1)	2
付託事件審査(2)	4
付託事件審査(3)	9
付託事件審査(4)	12
付託事件審査(5)	15
付託事件審査(6)	20
付託事件審査(7)	23
付託事件審査(8)	24

宮古市議会産業建設常任委員会会議録

日 時 令和元年9月18日（水曜日） 午前10時
場 所 議事堂 委員会室

事 件

[付託事件審査]

- (1) 議案第15号 宮古市手数料条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第16号 宮古市営住宅条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第18号 北部環状線（第2工区）道路整備（その4）工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- (4) 議案第19号 荒巻笹見内地区道路整備（その1）工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- (5) 議案第20号 28災540号役場線災害復旧（日蔭橋下部工）工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて
- (6) 議案第21号 高浜地区道路整備（その1）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- (7) 議案第27号 市道路線の認定について
- (8) 議案第17号 宮古市水道事業給水条例の一部を改正する条例

出席委員（6名）

佐々木重勝	委員長	藤原光昭	副委員長
小島直也	委員	佐々木清明	委員
伊藤清	委員	落合久三	委員

欠席委員（1名）

高橋秀正	委員
------	----

説明のための出席者

付託事件審査（1）～（2）

都市整備部長	藤島裕久君	建築住宅課長	菅野和巳君
建築住宅課 公営住宅係長	野頭正樹君	建築住宅課 建築指導室長	高見幸夫君

付託事件審査（3）～（7）

都市整備部長	藤島裕久君	建設課長	中屋保君
建設課 管理係長	佐々木将治君	建設課 工務係長	盛合弘昭君
建設課 災害復旧推進室長	佐々木拓君	建設課 査査	巖岩博之君

付託事件審査（8）

上下水道部長	大久保一吉君	経営課長	三浦吉彦君
施設課長	三浦義和君	経営課 副主幹	伊藤眞君
施設課 副主幹兼給排水 普及係長	中嶋宏一君		

議会事務局出席者

事務局長	菊地俊二	主任	佐々木健太
------	------	----	-------

開 会

午前9時55分 開会

○委員長（佐々木重勝君） はい。皆さんおはようございます。少々時間が早いですが、進めさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。ただいままでの出席は7名であります。定足数に達しておりますので、これより、産業建設常任委員会を開会いたします。本日の案件は付託事件審査8件、説明事項4件となりますので、議事進行に御協力のほどお願いいたします。それでは、本委員会に付託された議案の審査を行います。議案の提案理由につきましては本会議で説明済みでございますので、省略をいたします。

○

付託事件審査（1） 議案第15号 宮古市手数料条例の一部を改正する条例

○委員長（佐々木重勝君） まず初めに議案第15号宮古市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。質疑のある方は挙手をお願いいたします。どなたがございませんか。落合委員。

○委員（落合久三君） 本会議での説明は、法改正に伴ってという、一言で言えばそういうことでしたので、ちょっとそれだけではなかなかわかりにくいなと思って質問しますが、私の理解は来年東京オリンピックが控えていると。それだけではないと思うんですが、一方で空き家がどんどん増えていると。そういうことを勘案して、オリンピック対応も含めて空き家を補修して、今でいう民泊できるようにしようとか、そういう背景があって、それをやろうとすると人を泊める施設に変えようとするとならなきゃないと。特に壁だとか柱だとかね。そういうことをいわば規制緩和をして、従来だと100平米未満の建物の場合はそういう必要はなかったのを、200平米までの建物は基本的に耐火措置をとらなくても済むようにするというのが背景かなと思っていたんですが、その背景について改めて簡潔に説明してください。そういう理解でいいのかどうか。

○委員長（佐々木重勝君） 菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） はい。そのとおりでございます。補足させていただきますと、国土交通省のほうでは、いわゆる既存建築物ストックの活用、あと社会的要請に対応して規制を見直しましたよということで、今回建築基準法の改正を行っております。内容としましては、議員さんおっしゃるとおりの内容でございます。いわゆるそちらの法改正に伴って、結果として宮古市の限定特定行政庁としての事務が増える、いわゆる審査ですとか、許可、これについての手続が増えるということですので、この手数料を手数料条例に定めさせていただくという内容となっております。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） ちなみに15の1ページの、改正後のこれは建築基準法7項になるんですか。名称のところに建築物に関する確認申請または計画通知にかかわる手数料、というふうに明記されていて、表題は手数料条例の一部を改正するっていう提案なわけですが。例えば建築確認する場合に平米数によって手数料当然違いがあると思うんですが、参考までに教えてください。

○委員長（佐々木重勝君） はい。菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） こちらのですね、いわゆる先ほど議員さんがおっしゃった部分、こちらは例えば既存の建物の用途を変えようとする場合、当然規制緩和によりまして変更が可能になる。従来であれば、建物の用途に応じた改修等が必要になったところですけども、今回の緩和の中ではですね、事前に全体計画認定制度というのが出ておまして、こちらの特定行政庁のほうで事前に計画認定をすれば、本来であれば今すぐ解消しなければならなかったものを3年なりの期間内に時間をかけて改修を行いますと。それを前提とし

て、建物の用途を変更することが可能になりますよ、という改正規制緩和の内容となっております。これに伴ってですね、いわゆる審査手数料、こちらが出てくるわけですが、結局、2回に分けて全体計画の中で改修を行いますよ、という考え方になりますので、手数料が単純に言いますと半分になりますよと。2回になりますので半分になります。この際、単純に半分になるというよりは、対象面積を半分と見まして、その半分の面積に応じる手数料という形になります。ですので、全体計画認定を策定した場合の対象面積ですね。その対象面積の2分の1に該当する手数料が今回の緩和に伴う手数料となってくるものでございます。いわゆるその面積について、考え方をこちらの手数料条例の議案の中の備考のほうで定めさせてもらったものでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） そうすると、全体計画を立ててそれを認知して認定をして、そして、端的に言えば今課長が説明したことに基づいて言えば、例えば200平米の延べ建築面積がね、200平米のうちの建築確認のための手数料っていうの半分になるんだって言ったんですが、その半分、それは例えばどのどういうふうになりますか。現行との比較で。そこだけ教えて。

○委員長（佐々木重勝君） 菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） 200平米の対象物を2分の1の面積として考えた場合ですと、100平米以上の面積の場合の手数料という考え方になりますので、2万1000円というふうになります。すいません、確認申請手数料ですと2万1000円で、認定計画の申請の手数料ですと1万4000円というふうになります。分かりづらい説明ですいません。確認申請手数料の場合ですと2万1000円、そして全体計画の認定手数料ですと1万4000円になるという内容でございます。

○委員長（佐々木重勝君） はい。そのほかございませんか。よろしいでしょうか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） ほかになければこれで質疑を終了いたします。これから議案第15号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） はい。討論はないようですので、直ちにお諮りいたします。議案第15号は原案可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） はい。異議なしと認めます。よって、議案第15号は、原案を可決すべきものと決定をいたしました。

○

付託事件審査（2） 議案第16号 宮古市営住宅条例の一部を改正する条例

○委員長（佐々木重勝君） 次に、議案第16号宮古市営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。質疑のある方は挙手をお願いいたします。ございませんか。はい。落合委員。

○委員（落合久三君） ちょっとこれ分かりにくいなあって。本会議での提案は聞いて、詳しいことは付託されたときだと思っていたんですが、一つ目の素朴な疑問は、この理由16の1ページ、三王災害住宅の共同施設として児童遊園を設置しようとするものであると。なぜ児童遊園なんのでしょうか。

○委員長（佐々木重勝君） 菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） こちらの児童遊園という名称の定義なんですから、公営住宅法でいきますと、当然公営住宅法の中で市営住宅等々定めてあるわけですから、いわゆる入居者の利便性の施設ということですね、共同施設という定義がございまして、この共同施設という定義の中に児童遊園ですとか、集会所というふうに定義をしております。なので、児童遊園という定義になると余り聞きなれない名前になるんですけども、意味合いとすると、市営住宅の入居者、入居している方々の利便に供する公園という意味合いになります。今現在も市営住宅等々一部の市営住宅では、遊具等々あまり数は多くないんですけども、何か所か設置をして、児童遊園という扱いで区分をして管理をしているという内容でございまして。ちなみに申し上げますと、鉾ヶ崎にある児童遊園、小学校の裏にある児童遊園なんですけれども、名称は同じなんですけれども、いわゆるこちらは市営住宅の公営住宅法に基づく定義での児童遊園という形になりますし、鉾ヶ崎のほうの児童遊園は市の条例設置による児童遊園ということで、公園という意味では同じでございまして、いわゆる設置場所、設置主体が違っているというふうになるかと思っております。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） だから、災害公営住宅の共同施設としてのついうふうになっているわけ。その規定の中に災害公営住宅入居者のいわば集える場所、絆を広げる場所、利便性をそういう意味で高める施設として整備するという意味なわけね。そうであれば、今課長が説明の中でいわば公園みたいなものと言ったんですが、なぜ公園じゃなく児童遊園という名称にしたのかという疑問が残るんですが。私の理解では児童遊園ついうふうの規定すると児童福祉法に基づいて整備するものを児童遊園ついうんですよ。これにはかなり厳格な規定があって、例えば滑り台、砂場、ジャングルジム等の遊具を備えるついうのがですね、児童遊園といた場合にはそういう規定があるはずなんです、聞けば災害公営住宅の入居者の、いわば先ほど言った利便性を図るついうことになりまして、何も児童遊園つう名称をつけなくてもいいんでないか、という疑問があるんですが、どうでしょう。

○委員長（佐々木重勝君） 菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） ここでいう児童遊園の定義でございますけれども、こちらのほうはですね、市営住宅の場合ですと、公営住宅法の第2条の9号に用語の規定がございまして、こちらの2条9号の中にですね、共同施設という名称の定義がございまして。この共同施設とは児童遊園、共同浴場、集会場、その他公営住宅の入居者の共同の福祉のために必要な施設で国土交通省令で定めるものを言う、というふうに定義をしております。ですので、市の条例の中で、いわゆる児童遊園ですとか集会場をこちらの別表のほうに定めて規定をしているんですけども、この際にこの公営住宅法用語の規定を当てはめて使っているという状況でございまして。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） そういうことであれば、児童福祉法でいう児童遊園が備えているべき機能、先ほど私が言った砂場とかジャングルジムだとか、そういうものには拘束されないと、しなくてもよいという意味だと理解します。そこで、次の質問は、田老の加藤議員が1番詳しいと思うんですが、あそこの周辺に公園が整備されていますよね。すぐそばにそういう公園があって、なおかつという三王団地の中にこの児童遊園を整備する緊急性とございますか、緊急性ついうか、その意味合いはわかるんですが、そこはなぜ近場にもあるのについう素朴な疑問があるんですがそこはどう説明しますか。

○委員長（佐々木重勝君） 建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） 同じような質問を以前にも平成30年の予算委員会の際にいただいておったよう
でございますけれども、こちらの田老三王災害公営住宅、こちらのほうには他の市営住宅等に比べて、高齢者
が多いよと。また、集いの場も減少してるよということですね、児童遊園とともにですね、皆さんが集まり
やすいよということ、東屋も整備をしてございました。今回、この児童遊園の内容といいますのが、東
屋とともに、健康遊具も設置をしたという内容となっております。あとは児童用の滑り台なんかも設置を
しておりました。原則として考え方は公営住宅の共同施設であります、皆さんで使えるように、そして東屋等
もあわせて設置をして、災害公営住宅の方も、あるいは地域の方も、そして高齢者の方も集まりやすいよ
うな施設ということでこちらを計画したとは聞いてございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 今の課長の最後、聞いておりますっていうのは誰から聞いて。

○委員長（佐々木重勝君） 菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） 大変失礼いたしました。聞いておりますではございません。そのように計画を
したものでございます。大変失礼しました。

○委員（落合久三君） そうだとすればですね。最後にしますが、災害公営住宅、市内にもたくさんあります。
近場で言えば、本町の8階建ての、多分面積が取れないっていう説明になんのかなと思ってるんですが、黒
田町にも結構あります。西町にもあるし、それからは和見町にもあるし、かなりあるんですよ。そういうと
ころを課長の先ほどの説明では、三王団地には近くにも公園があるのに、なぜあえて児童遊園をまたつくるん
でつかってという質問に対しては、高齢者が多いと入居者のね。それから、そういう利便性を高めていく必要が特
にあるからだっていう趣旨の答弁だと聞いたんですが、最後の質問は今私が述べた市内の端的に言えば磯鶏地
区なんかも含めてかなり大きい県のやつもあるし市のやつもあるんですが、そういうところも要望があればっ
ていうか、そこはちょっと微妙なんですが、該当する、しかもそういう敷地面積がとれるところは順次整備す
るというふうに理解していいですか。

○委員長（佐々木重勝君） 菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） まず、順次整備するののかという御質問ですけれども、順次ではないと考えてお
ります。まず、先ほど議員さんおっしゃったようにですね、まず第1に用地というものがほとんどないなとい
う状況でございます。田老の場合ですと用地に若干の猶予があったので、こちらの施設の整備も可能であつた
かと思いますが、先ほどおっしゃってました本町ですとか黒田町あとは和見町、西町等々、割とぎちぎちに建
ってるもんですから、ちょっと遊園としての整備は厳しいのかなというふうに考えております。そうした中で
今後どうなるのかという部分になりますと、今現在、あそこにつくります、ここにつくりますという段階では
なくてですね、とりあえず、まず田老三王災害公営住宅のほうには、用地があつて、なおかつ財源として復興
交付金を活用することで、この施設が整備することができたというふうに認識しております。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 土地が確保できるかどうかっていうのは現実問題として本当にそうだとは思いますが、
そういうふうな政策判断をするのであれば、私の意見はですね、やっぱり例えば磯鶏地区、実田地区にも
結構大きい、県が建てたやつも含めて、かなりのスペースを持った余地があるところもあるんですよ。そうい
うところも含めて、やっぱり順次整備するっていうのが本来のあるべき姿ではないかっていうふうに思うんで

すが、今の課長の答弁だとちょっと意地悪く言いますと、三王団地のところは若干土地に余裕があったのでっていう説明でしたが、そういう程度であればね、私はほかにも整備をちゃんと検討すべきだと。少なくともそういう検討をするということをお原課で案を持たなかったらですね、この整備はあとこれで終わりです、ということになって、結果とすれば、なんで三王団地なのや、っていうまたそういうね、この怨嗟の声も聞こえなくてもない、そういうそしりをまぬがれないと思うので、あえて言うんですが、部長どうでしょう。

○委員長（佐々木重勝君） はい。藤島都市整備部長。

○都市整備部長（藤島裕久君） 御意見大変ありがとうございます。確かに災害住宅であっても、土地等があれば、児童遊園といえますか、さまざまな共同施設整備してしかるべきと思うところがございます。ただし、しかしながらやっぱり他の事例等々みてまいりますと、なかなかそういうところまでの整備スペースを得ることが難しいというのが実態でございます。本当に被災地の中ですと、できるだけ早く皆さんのお住まいを再建していくという観点で、見つけていった土地にどんどん建てていたという経緯がございますので、それは、結果として田老には整備できましたけれども、他の場所にはなかなか難しかったという経緯がございます。今御意見ございました県のほうで整備している部分というのは御意見もございましたので、そのところは県のほうとはちょっと相談してみたいと思いますが、現時点ですと、次はどこですというところまではなかなか至れないということがございますので、御理解お願いしたいと思います。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 最後について言ってもう1回聞くんですが、いっぱいあるんですよ。我々も災害公営住宅に関してはいろんな議論をやってきたし、建てれば建ったで現場も見てるし、そこに入居している皆さんとの意見交換を今でも、かつての程頻繁ではないですけども、やっています。例えば津軽石の5階建ての災害公営住宅、本当に大変な思いをしている。やっぱり高齢者の人が多いですが入っています。一方では集会場があるところもあればないところもあると。そうすると、そういう人たちは近場で、地区センター的な集まれるような場所がある人はまだいいです。ないようなところはね、500メートルも700メートルも離れたところでないで地区センター的なものがないようなところで、かつ集会場もないっていうところもたくさんあります。これも私は基本的には同じだと思うんです。高齢者が多い、絆を深める場所が欲しい、入居者の利便性をちゃんと保障してやりたい、孤独死をなくしたい。地域住民との周りの地域住民との絆を本当に深める、そういう場としてね。整備するっていうのは私は基本だと思うんですよ。だから、そういうふうになっていくと、例えば津軽石は用地もあるのに何でそこは検討の材料にならないの、という個別の議論に入っていくわけですよ。私はあると思いますよ。現にそういう意見を聞いています、入居者から。最後にしますが、田老のこれは建築住宅課が起案した計画なんですか。それとも三王団地の自治会があるかどうかわかりませんが、そういう、また地域協議会的なところからの公式のっていうか、そういう要請があつてこれは今度提案しているものなんですか。この計画の発端は何ですか。

○委員長（佐々木重勝君） 菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） こちらの計画はですね。特段地域の要請があつて、地域の要請がというよりはですね、建築住宅課のほうで用地等あるいは財源等を勘案しながら策定をした計画でございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 建築住宅課が用地の状態なんかも見た上で、建築住宅課としてここはここにまず造ろうというふうに判断したのであれば、私の意見提案も含めてぜひ検討してほしい。現にそういう要望が出てます

から。どうでしょう。

○建築住宅課長（菅野和巳君） 藤島都市整備部長。

○都市整備部長（藤島裕久君） はい。地域の皆さんの声を聞きながらですね。さらに検討してまいりたいと思います。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 部長、そうじゃなくて、そうじゃなくてっていうのは、そう答弁するのはいいですが、だからあえて聞いたのは、地域の住民から何か文書が来たとかね、そういうのではなくて課の判断で用地の空き具合なんかを見た上で課の判断でこれを提案したんだって言ったので、私は課の判断として他の災害公営住宅の敷地の状態やなんかも皆さんのほうが詳しくわかるはずなので、そういう今回提案したのと同じ目線で、そういうことを検討してほしいと、いうふうに言ったわけです。部長はそれをとらえて、地域の要望等を勘案して検討しますって言うから、そういうことで提起したんじゃないという答弁を課長してるわけですから、私は公平性を期すという意味でもね。課の判断でやっぱり検討をすぐやれとは言いませんから、ちゃんと検討すべきだと思います。本当に必要ですよ。私はそう思います。そこをもう一度聞いて終わります。

○委員長（佐々木重勝君） 菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） 細かい話になっていきますと、例えばなんですけれども、各団地の当然用地等々を勘案した上でということになるかと思えます。田老三王災害公営住宅の場合ですと、用地等々余裕がございました。あとは、いわゆる財源についても、この整備について復興交付金の活用が可能であったという状況で、この事業化が可能だったと考えております。例えば、市街地の西町ですとか、和見ですとか、黒田、本町、こちらについてもですね、ニーズが当然あるかと思うんですけれども、まず用地の部分で考えたときに、まず遊具等々置く余地はちょっとないなと認識しております。あわせて例えば集会場のお話でも例えばこちらの今申し上げた団地ですと、集会施設が団地の中に整備をしております。例えばあの西町の場合の集会場ですと、1号棟のほうに整備をされてございますので、西町の災害公営住宅を建てる際には、どちらかという
と、地域の自治会の方々から既存の集会施設、これ老朽化して使えないので災害公営住宅が建った際には、共同して使えないのかなというような要望もありました。地元の説明会とか要望、質問があった際にも共同して使うことは可能ですよという前提で、また、県のほうでここを建てる時にもそれを勘案した上で、集会施設を設置したように聞いております。これは県のほうが建てたものを宮古市のほうが取得をしたという状況でございます。また、和見にしても黒田にしても内部に集会施設、集会場を設置してございまして、こちらも地域の方々と一緒に使いたいという前提で設置をして、おそらく今も地域の方と一緒に使ってる状況かと思えます。本町についてもこちらはちょっと地域の自治会の方と、当初うまく反りが合わなかったものですから基本的にここに集会施設を用意して、災害公営住宅の入居者の中で自治を行っていただいているというふうな状況かと思えます。また上村の場合ですと、こちらも狭い敷地の中に県に建てていただいて市のほうに譲渡を受けるという状況でございまして、こちらのほうは地域の集会場を一緒に使ってもらおうという前提での計画だったんですが、議員さんおっしゃるようにちょっと場所が少し離れてるものですから、利便性がねっていうお話は地域の方からはお聞きはしておりました。ただ、できれば近くに地域として使える集会場のある場合ですと、そちらを使っていたらいいなという考え方でしたので、こちらのほうは集会施設はおそらく造ってなかったかと思えます。敷地をいけば駐車場をとっていっぱいいっぱいという状況ですので、遊具をちょっと設置するスペースが厳しいかなと考えております。あと津軽石ですけれども、同じくこちらも敷地的には今の敷地の中に

遊具等を設置して児童遊園を整備するというのが、面積的に厳しいかと考えております。あと集会施設ですけれども、こちらはすぐ近くに地区の公民館がございますので、こちらを活用していただくという前提で集会施設は造ってないかと思えます。あと、例えば山口団地の災害公営住宅ですと、既存の市営住宅の中に1棟建ててございますので、こちらは近くに都市公園もございます。あとはもともとの山口の市営住宅の集会場もございます。もともとの山口団地の中で一体になって住民の方と活動していただくという中身になってございました。ごめんなさい。あとは磯鷄の県営住宅のほう、県が整備した災害公営住宅になりますと、ちょっと管理がうちのほうでないもんですから、どのような運用になってるか、今後の整備状況がどうなるかというのはちょっと私のほうでも御説明できません。八木沢と実田のところに県営があるかと思えます。あと重茂はそのとおりですし、田老のほうはこのとおり、三王団地のほうはこの状況でございまして、広いエリアの中にどちらかというと2階建てあるいは戸建てが分散して建っているという状況でございました。若干用地の余裕もあったのでという先ほどの状況で、田老の館ヶ森のほうですね、こちらのほうも周りは広いんですけども敷地としてはそんなに児童遊園を整備するまでの余裕はないかなと考えてございます。後は鯉ヶ崎でございますけれども、こちらは敷地自体はそこそこあるかと思えますけれども、すぐ隣が公園になってございました。またすぐ真裏が地区の集会施設になってございましたので、こちらを整備をしないかなと思っております。あと日の出の災害公営住宅でございますけれども、ここも日の出のもともとの市営住宅の隣接地に建ててございます。日の出の市営住宅自体、1号棟2号棟なんですけど、ここ自体がもともと児童遊園と、あとは集会場を持ってございましたので、こちらを共同して使うというふうに考えてございます。すいません、思いつく限りでざっと各災害公営住宅ですとそういう状況になってるかと思えます。決してやる気がないという意味ではないんですけども、やはり用地の部分で制約が大きいかなというのは1番の部分かとは思っております。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員、よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） ほかになければこれで質疑を終わります。これから議案第16号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので、直ちにお諮りいたします。議案第16号は原案可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって議案第16号は原案可決すべきものと決定いたしました。ここで、説明員の入れかえを行います。

○

付託事件審査（3） 議案第18号 北部環状線（第2工区）道路整備（その4）工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについて

○委員長（佐々木重勝君） それでは次に議案第18号北部環状線第2工区でございますが、道路整備工事請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求める事についてを議題といたします。質疑のある方は挙手をお願いいたします。佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） ちょっと教えていただきたいんですけども、18の2変更内容について、蜂ヶ沢地区のストックヤードをこれを金浜地区に移すと。土砂にすれば7,020立米ということで、まずダンプで千台近いと

思うんですけども、この蜂ヶ沢のすぐ側に置く場合は300メートル、0.3キロ、これをあえて金浜10キロも離れたところに持ってくと、この理由についてちょっと教えていただきたいです。

○委員長（佐々木重勝君） 中屋建設課長。

○建設課長（中屋保君） 当初予定しておりましたストックヤードでございますけども、こちらの三沿道の工事個所、国で施工しております場所にストックヤードとして置いて、そこから補強土壁の盛土用に使うという予定でございました。市側の工事が若干進捗が遅れまして、三沿道のほうの工事は順調に進んだということで、三沿道のほうの工事の舗装等の関係もございまして、ストックヤードとしてこちらが予定していた場所に置いておけなくなったという状況になりました。それで金浜地区のほうにあるストックヤードのほうに土砂を移したということでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） そうすればこの300メートル行ったところに置けなくなったというのがこの地図で言えばどの辺です。

○委員長（佐々木重勝君） 中屋建設課長。

○建設課長（中屋保君） 18の4ページをお開きいただきたいと思います。18の4ページを横の図面ですけども、こちらの右側のほうで黄緑と黒の部分でございますけどもその黒の部分のあたりでございます。こちらの辺りに三沿道の工事との協定というか、その関係で国のほうが舗装してしまうというような状況になりましたので置けなくなったということでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） はい。わかりました。以上です。

○委員長（佐々木重勝君） ほかに質疑ございませんか。落合委員。

○委員（落合久三君） 今の説明は要するに三陸沿岸道路の工事のほうがどんどん進んでいくことによって、当初予定していたストックヤードが事実上使用できないような状態になったので、金浜地区に移すってことね。はい。それはそれでわかりました。そこでちょっとこれだけには関わるわけではないと思うんですが、提案されている中身に沿ってこの際ちゃんと改めて聞いたほうがいいと思うのが、ちょっと疑問に思うことがあったのでお聞きしますが、18の2の変更内容の一覧表の諸経費2,402万5,636円補正の変更のね。総額が消費税含めると5,621万、消費税を除くと5,200飛んで5万と。実に補正をしようとする、増額しようとする、4割以上が諸経費として計上されているんですが、私の理解はっていうか、当初、この工事を進めるときの事業費がありますよね。私が勉強したところによりますと、こういうものが該当されるだろうっていうのは、一応読んで今質問しているつもりなんですけども、当初以外にも諸経費が掛かるっていうのはわかります。例えば、工期も延長になったりとか、予定していた工事の内容がね、増えたりすれば、ありうるのかなっていうふうには思うんですが、全体の変更工事額の4割以上もね、諸経費が掛かるっていうのは、そもそものこの計算根拠、これはどういうことなのかっていうのを説明をお願いします。端的に言えば2,402万円の内訳を。

○委員長（佐々木重勝君） 盛合工務係長。

○工務係長（盛合弘昭君） まず一般的な積算ですけども、諸経費には三つございます。ここに示されている直接工事費に比例してそれぞれ諸経費が計算されますけども、共通仮設費というのがございます。そのほかに現場管理費ですね。そして、一般管理費と三つの経費がそれぞれの計上されることになっております。これは一般的な積算でそれに基づいて発注しております。今回の増額のこの諸経費の中身についても、同様に直接工事

費で算出しました。まだ集計が出てませんが、2,000万強の数字に対してそれぞれの2800万ほどの直接工事費に対して、先ほど申し上げたような諸経費がそれぞれ比例して係数によってかかることとなります。震災前はですね。あと震災以降、特例ということで入札不調が被災地で発生したためにですね。諸経費率にさらに割り増しというのがこの被災地には適用されてまして、それぞれ共通仮設費に対しては、通常時の1.5倍、現場管理費に関しては通常時の1.2倍の比率がかかるような特例措置が施されております。その結果でもって積算しておりました。以上です。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 通常の共通仮設費が通常の1.5倍、もう一つ、現場管理費は1. 何倍って言いました。

○委員長（佐々木重勝君） 盛合工務係長。

○工務係長（盛合弘昭君） もう一度繰り返します。共通仮設費が1.5倍です。そして現場管理費が1.2倍になります。一般管理費は、補正はないまま1倍のまま計上しております。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員長。

○委員（落合久三君） 最後にしますが、一般論として18の2ページに書いてありますように、工事費の上額が全体として5600万円、税込みでね。そのうちの4割も諸経費っていうのが掛かるっていうのは今の説明で何となくわかったようでよくわかんないんですが、諸経費っていうのはですね。そういうふうに取り取るべきではないっていうふうに思うのであれば、素人ですので、率直に指摘してほしいんですが、総事業費の5%から15%っていうふうにした中では結構共通して書いてあるんですが、そこでちょっと率直にほしいんですが、そういうのが頭にあって今私質問してるものですから、補正を組むのはいいんですが、予算補正額の4割も占めるっていうのは、これは、被災地特有のどこでも今こういうふうな計上の仕方、先ほど説明した共通仮設費が通常の1.5倍、現場管理が1.2倍、仮にそうだとでもですね。これは共通仮設費が提案になっている2,400万のうちいくらか。それから、現場管理費は2,400万のうちいくらかっていうのをむしろ教えてもらったほうが、なるほどそうかっていうふうに思うんですがどうでしょう。直接これの工事の変更と直接かかわるものかどうか。別にして、いずれ提案されている内容ですので、きちっと理解をしたいっていう意味で聞いております。

○委員長（佐々木重勝君） 盛合工務係長。

○工務係長（盛合弘昭君） 諸経費一般的な5%から15%というのは、建築とか、電気単価にはあるのかもしれませんが。けれども土木工事の場合はですね、被災以前であれば、大体、直接工事費に対して、60%から70%の諸経費ということで、諸経費から掛ける1.7倍程度というのが一つの目安になっておりました。現在は被災の関係で特例ということで、その諸経費率の1.7倍という数字が先ほど申し上げたような諸経費支出の構成によって割り増しがあるために今はそれがさらに1.9倍とかの数字に上がってますというのが現状でございます。被災以前から1.6倍相当の諸経費がかかっているというのは、直接工事費として、60%程度の諸経費がかかっているというのは、ずっと変わらない積算方法をとっておりました。あと諸経費の中身ということなんですが、これはちょっと実際の私たちが積算した数字にさらに請負率をかけてる関係もありますので、ちょっと時間をいただいて、それは算出したいと思っておりますのでお時間ください。

○委員長（佐々木重勝君） よろしいですか。ほかにもございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） ほかになければ質疑を終了いたします。これから、議案第18号に対する討論を行い

ます。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので、直ちにお諮りいたします。議案第18号は原案可決すべきものと、決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案可決すべきものと決定をいたしました。

○

付託事件審査（４） 議案第19号 荒巻笹見内地区道路整備（その１）工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについて

○委員長（佐々木重勝君） 次に、議案第19号、荒巻笹見内地区道路整備工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについてを議題といたします。質疑のある方は挙手を願います。藤原委員。

○委員（藤原光昭君） 荒巻の件についても以前に産業建設常任委員会でもその経過等を話された部分であるわけですが、今回のこの残土の運搬、これについても音部現地のほうで、置き場についても地権者との交渉が最終的に拒否されるような事態だと。その事を受けて以前の委員会での説明ではですね、津軽石、高浜地区で仮置きヤードを県から借りる形でそこに仮置きをする交渉を進めていると。このような話が以前にされたことだというふうに認識をしてるわけですが、そこでそこから今度は音部から。交渉していったものが、成立したということで、高浜地区と高浜のこの仮置きヤードと津軽石に音部地区から運搬をするんだと。こういうことの流れで来てるものというふうに認識をしておりますが、そこで、この高浜地区、仮置きヤード、これ県から借り受けて置くのには変わらないと思うんですが、ここにそれぞれ残土が盛土材として良好な土なんだというんでこの高浜地区におきたいと。このことも過去に話された記憶があるわけですが、そこで今回、ここに運搬するんであって、高浜地区とそれから津軽石地区の残土処分地っていうのはこれ永久かなという判断をするわけですが、これで運搬の残土のその種類ですか。これらの振り分けた形で運搬するだろうなというふうに思うわけですが、これらの高浜地区と津軽石地区との残土の振り分けはどのように考えているか。

○委員長（佐々木重勝君） 中屋建設課長。

○建設課長（中屋保君） 6月議会の際もご説明いたしました、そのとおり高浜地区と津軽石地区にそれぞれ分けて運ぶと、そういうことにしておりました。まず高浜地区の仮置きヤード、こちらは高浜の今回提案しております工事、高浜地区の工事に盛り土材として使用できるというふうに良好な土砂ということで、それで高浜地区の県から港湾用地を借りまして、そちらに仮置きとして置かせていただくこととしております。津軽石地区に運ぶのは、盛り土材として適さないっていいですか、がらといいですか、使用するにはちょっと難しいっていいか、そういう土砂を津軽石地区のほうにはその地権者との話し合いの中で了解をいただきましたので、そちらのほうに運ばせてもらうというものでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 藤原委員。

○委員（藤原光昭君） 大体わかりました。あくまでも高浜地区、これ仮置きヤードですんで、要するにこれからもそこからいろんな使用にあたっていろいろ出入りがあると。こういう部分で、そこは良質の盛り土を置くと。それから津軽石の方は（3）にありますモルタル殻発生これらの処分も含めて、一緒にそこは盛り土、残土置き場というような形で考えてるんですか。あくまでもこのモルタル殻発生、これを処分は別のところに運

搬をするという考え方でいいんですか。

○委員長（佐々木重勝君） 中屋建設課長。

○建設課長（中屋保君） 今回の変更で計上しておりますこのモルタル殻の処分費でございますが、こちら産廃でございますので、産廃のその分の処分費ということで計上させていただきます。あくまでもその産廃じゃなくてですね、大きな石とかそういう部分だけをその処分地のほうに運ぶというものでございますので、このモルタルにつきましてはちゃんと法令の基準に従って産廃処理するという計上費でございます。

○委員長（佐々木重勝君） 藤原委員どうぞ。

○委員（藤原光昭君） そうすれば（3）のモルタル殻とこれコンクリートの古い何ていうかちょっと名前わかんないんですが、これモルタル殻の区分はどういうコンクリート殻とモルタル殻というのは、全て一色単に産廃という処理をしなきゃならないという、それとも再利用というような部分での利用の仕方というのは、コンクリートの場合はないんですか。そういう分類という形でなくて、全て産廃という形で処分するんですか。

○委員長（佐々木重勝君） 中屋建設課長。

○建設課長（中屋保君） はい、モルタル殻につきましては、全て産廃での処理ということでございます。

○委員長（佐々木重勝君） そのほかどなたかございませんか。落合委員。

○委員（落合久三君） これは19ページの1に冒頭書いてありますように、平成30年9月20日に議会の議決を得た道路整備その1。このときから始まって、同僚の議員からこんなに切土する必要ないんじゃないの、という意見も出て、それで9月議会が終わってからだったと思いますが、常任委員会と建設課一緒に現場に行って現場をちゃんと確認した。その後、産業建設常任委員会が開かれて、そのときの課長の説明では次の議会に、この今日出たね、こんなに切土もこんなに大幅にやんなくてもいいんでないのと。そういう変更の提案も次の議会にやりたいと。いうことで今日になったやつです。そのときに、残土の処理をどうするかっていうことももちろん説明があって、今藤原委員が指摘したとおりの当初音部の地権者の皆さんの協力を得て、音部地域内に搬出する予定が地主さんの反対もあって今説明あったような場所2カ所に、ただ高浜の港っていうのもあんどきに言ったかどうか私はちょっと覚えていないんであれだったんですが、今聞いてそういう説明だったんだというふうに改めて思ったんですが、こういう経過になったと。そのときにまだ本当に粗々なんです、大幅に削減をして、そして運搬する土砂の運搬は結構遠くに持っていくことになるので結構掛かると思うが総事業費を超えることはないと思います。これは別に根拠を数字示してしゃべったのではなくて、一般的な予想としてね。そうなると思いますっていうことも、言われたのが頭に残っているんですが、今回の提案は、そういう予想には反して、1,260万の増額になったと。えっと思って中身を見ました。19の2ページに書いてあるように減額にかなりなってるわけです。どのぐらい減額になってるかっていうと、ここに端的に書いてあるとおりの、約4300万減額になってるわけです。切土工、盛土工、法面の整形工、それから、残土の運搬工、これ音部の近場に当初移動するっていう予定が変更になったからなんです、いずれ4,300万の減が一方で提起されて他方で残土運搬工13.9、多分これが津軽石かな。残土運搬工13.0、こっちが高浜の港のほうかなと思ってみんですが、ここで4,300万円減額したのを上回る4600万増額になったために、ここの時点で当初の事業費を超えてしまったと。下のほうに配水工その他の減額があって、あとは今言ったようにモルタル処分っていうのがそれからここでも現場精査530万円、諸経費550万というふうになっていったことによって全体として当初の工事費をさらに上回る結果になってしまった、ということなんです、課長、これ相対として当初の事業費をさらに上回るという結果になったっていうのはどういうふうになんて意地悪な質問のような気がするんですが、ちょ

っとそういうふうには想定全然しなかったもので、これが提起されたときにどうしてっていうふう思ったんですが、書いてあるとおりだと言ってしまえばそれまでなんですが、どういう所感、ご意見でしょうか。

○委員長（佐々木重勝君） 中屋建設課長。

○建設課長（中屋保君） その総事業費についてというくだり、ちょっと私、正直今どのようにお答えしたかっていうのは覚えていないんですけども、当時、技師と私の会話の中でおそらくそんなに変わらないんでないかっていうような会話をした記憶がありますんで、それを受けて、私はそのような発言をしたのかなというふうには思いますけども、この工事自体につきましては、このような変更の内容になりましたけれども、この事業全体としましては、当初予定しております全体の事業費の中でおさまるといような中身の事業進捗を図ってきたいというのはそのとおりでございますので、すいません、今回内容についてはご理解願いたいと思います。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） そこで、19の2のこの一覧表ね、変更前切り土の数量が3万6,780立米、盛り土22万飛んで106立米、切土と盛土のところにちょっと限定して質問したいんですが、当初は切り土、盛り土合わせて約5万680立米、それが増減がここに3番目に書いてありますが、こういう減額したことによって、変更後、要するに切土盛土で出る数量がこれを単純に足し算しますと、約2万6,100立米なんですよ。変更後の数量ですから2万6,150立米。これを残土運搬工13.9キロのところと13.0キロメートルのところに数量が書いてあります1万5,600立米、それから6,350立米、足し算しますと2万1950立米になりますが、そこで質問ですが、変更後の数量、切土盛土の数量が2万6,150立米に対して、新しい運搬先に運ぶ数量が2万1,950立米。引き算しますと、約5100立米はどこに行くんでしょうか。言っている意味わかります。

○委員長（佐々木重勝君） 盛合工務係長。

○工務係長（盛合弘昭君） 積算の中身ということで私のほうからお答えさせていただきます。確かに数量の差し引きしますと差が出ております。これはですね、次の工事に盛土を予定しております。荒巻笹見内の今回この上程させていただいた工事は切土中心とした工事になってます。今回これでこの工事は終わるんですが、次の工事は盛土が入ってきます。それは現地で盛らなければならないので、その分は現地に置いてるということですね、全部が高浜とか津軽石に排出しているわけではなく、掘削した中で次年度以降使うものは現地に留め置くということで、その端数の数量については現地に存置してる部分になります。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 要するに荒巻笹見内道路整備事業その2が、そのうち提案されてくるが、その2の工事のときの盛土としてさっき言った、数量がね、使われるので。それは現地において置く。現地において置くつう現地ってどこですか。

○委員長（佐々木重勝君） 盛合工務係長。

○工務係長（盛合弘昭君） 現地視察していただいたと思うんですけど、今、19の4の図面で見ていただいて、下のほうから切土、朱色で塗らさっているエリアに入ってくるわけですが、この手前のところに広く土を盛らせていただいてました。そこにとどめ置くという考えでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 一つ、19の2のその他現場精査533万、この中身は何でしょう。

○委員長（佐々木重勝君） 盛合工務係長。

○委員（藤原光昭君） この費用はですね、先ほど申し上げた現地に土を置いておくための費用、これらを見込んでおります。あと暗渠工を2カ所ございまして、こちらの費用もみております。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） そうでないかなと思ったんですよ。そうであれば、その2工事の時の盛土のために現地において置くってことだと思うんですが、それにかかる費用ということは、これは市有地に置くわけ。そうじゃないでしょ。誰か地権者がいて、そこに一時的に置かせて一時的かそれが数カ月か期間は別にして、そういうところに置くって意味だと思うんですが。そうですか。

○委員長（佐々木重勝君） 盛合工務係長。

○工務係長（盛合弘昭君） 一部個人の方の協力を得てるところもございますけども、買収した土地の中になるべく盛土しておこうと思ってました。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○工務係長（盛合弘昭君） そうしますと、それは残土運搬工で今回ちゃんと、そっか。その他の現場精査、なるほど運搬するわけでない。でも、中身はわかりました。そうすると、さっき言った引き算して5,000立米ほどは買い取った所にほとんど置くって理解でいいですか。あと一部地主さんもいると。そういう細かいようなことですが、そういう説明は1回もなかったんでね。やっぱりちゃんと現場精査の中身はこういうことですっていのをやっぱり説明して欲しかったと思います。

○委員長（佐々木重勝君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） ほかになければこれで質疑を終わります。これから議案第19号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので、直ちにお諮りいたします。議案第19号は原案可決すべきものと、決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は、原案可決すべきものと決定いたしました。

○

付託事件審査（5） 議案第20号 28災540号役場線災害復旧（日蔭橋下部工）工事の請負変更契約の締結 に関し議決を求めることについて

○委員長（佐々木重勝君） 次に、議案第20号28災545号役場線災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求める事についてを議題といたします。質疑のある方は挙手をお願いいたします。藤原委員。

○委員（藤原光昭君） 今回これ日蔭線の新里保育所の前のあの橋なんでございますが、これ当初、工期も平成31年3月までの工期だったというふうに認識しているわけですが、それで今回ここに変更内容にかかっているとおり、この硬質地盤クリア工法が困難なために、回転式ケーシング掘削工法に変更したんだと。そのための変更なわけですが、今日まで次に工期が令和2年3月25日までと約1年近く遅れているわけですが、1番この遅れている原因、ここ今私が読んだとおりの内容って言えばそれまでなんですけど、もっと詳しくですね。こんなになぜ1年も遅れなければならなかったのか。最たる原因はどこにあったのか、これちょっと説明いただきたい。

○委員長（佐々木重勝君） 中屋建設課長。

○建設課長（中屋保君） 確かに今回の工法変更によりまして、災害復旧事業でございますので、その工法変更についての協議に時間を要したことがございました。そのほかにも細かい原因、要因はあったんでございますけれども、1番の大きな原因はその工法変更の協議でございまして、県の重要な変更事項に当たるということでございますので、その書類の作成とか、申請手続等にちょっと時間を要しましたけれども、県のほうには書類は受理していただいておりますので、この内容での重要変更の協議は認められるものというふうに思っております。そのほかの細かい変更、工期の延長要因につきましては、室長のほうにちょっと答弁させます。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木災害復旧推進室長。

○災害復旧推進室長（佐々木拓君） 今回の川の工事ということで、県の河川刈屋川の工事になります。川の工事でありますので水の出る出水期、6月から10月の期間は、川の中の工事ができないということでそういう制約される期間があるというのも一つの要因になっております。

○委員長（佐々木重勝君） 藤原委員。

○委員（藤原光昭君） いろいろ河川の管理の関係で閉伊川組合、これ漁期期間中はどうしても工事をやれないと。だから、10月以降から翌年度の2月いっぱいかな。この期間でなければ河川工事というのは非常に難しい。ということだろうというふうに今の答弁で理解するんですが、やっぱりそれが1番の大きな要因だったのかといえば、それだけではないんじゃないのという思いもして聞いてるんですがね。閉伊川の河川全てがそうでしょうからね。特に私はそれだけでなくてやっぱりここに文章にちょっとこれ専門用語で私わかんないんですが、転石影響によりっていうんですよね。だからこの転石というのはどういうもんかなっていうのもちょっと私だけがわかんないと思うんですが、これは、この影響によりってというのはここに図面にあるように、P2これどっちも共通するんじゃないかなと。このように思うんで、何でこのP1の橋脚の部分にだけこういうことが発生をしたのかな。そうすれば、事前にやっぱり最初の時点でね、当初の時点でこういうものは解消できる、解消というのが当然これ考えられることではなかったのかなという思いがして聞いてるんですが、こころ辺の中身内容等々経緯も含めて説明お願いします。

○委員長（佐々木重勝君） はい。佐々木災害復旧推進室長。

○災害復旧推進室長（佐々木拓君） 工事前に当然ボーリング調査してございます。岩盤があるということも認識してございまして、今回のこの硬質地盤クリア工法もですね、岩盤に対応した工法になっております。今回のP1橋脚につきましては、川の中に立てる工事を造る工事でございますので、矢板を立てなきゃないと。そうしなければ川の流れを阻害するというで断面確保できないということで、普通に矢板を建てないで安定勾配で切ることができないということで矢板を立てなきゃないという場所になります。それに伴いまして、硬質のクリア工法を採用しておるんですけども、途中の転石が邪魔をしましてですね。矢板を打つときに、こう矢板がどうしても曲がってしまうという欠陥が現場のほうで発生しております。これを解消するためには、今回提案しています回転式ケーシング掘削っていう大きなですね、1,500ミリ1.5メートルの大きな鋼管を回転させながら、地中に入れることによって、この転石も壊しながら掘削できるという工法になってございます。鋼管の中にはですね、砂をまた埋めまして、その砂に対して矢板を打ち込み安くなったところに矢板を打っていくという工法に変更したいと考えております。

○委員長（佐々木重勝君） 藤原委員。

○委員（藤原光昭君） はい。今説明の中でそれぞれ矢板を打ち込むのにその岩盤ってこの転石ってこの

はこれ転がる石だよ。岩盤を転石っていうの。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木災害復旧推進室長。

○災害復旧推進室長（佐々木拓君） 岩盤というより大きな玉石といった大きな石の塊ということになります。

○委員長（佐々木重勝君） 藤原委員。

○委員（藤原光昭君） 大体分かるんですが、それを今度は回転式にっていう、そうすれば、さっきの説明の中でボーリングを1カ所、1カ所って言いましたっけ、ボーリングやったっていう。やっぱりボーリングをこの図面にあります20の4このP2橋脚の部分は、そういう今度の回転式やらなくても済んだと、こういうふうに理解をするんですが、ボーリングはやはり橋脚全とかかわる部分は当然やってしかるべきではなかったのかなと。やっぱりそこらへんから、そもそも、こういう事態の発生する事態が起きたんだろうなというふうに思うんですが、ボーリング1カ所、なぜ1カ所、やっぱり少なくとも3カ所当然考えられるところはやって、工事に着手すべきというふうな私は思うんですが、手抜きですか、それとも1カ所でもいいという指示で進めたんですか。

○委員長（佐々木重勝君） はい。佐々木室長。

○災害復旧推進室長（佐々木拓君） 災害を受けたときにはですね、時間がないということもありまして、既存の近くでボーリング調査した結果に基づいて査定を受けたところでございますが、この実施の前にですね、構造物橋脚と橋台合わせて四つあるんですけども、この4カ所をですね、ボーリング調査してございます。それで、岩盤の高さとかですね、深さですか。調査してございましたが、今回その岩盤が出てきたその調査で分かった岩盤よりも浅いところに大きな石の塊っていうんですか、ごろごろ埋まってたというところで矢板を打つにはちょっと工法を変えないと施工できないということになってございます。

○委員長（佐々木重勝君） 藤原委員。

○委員（藤原光昭君） 別の観点で表の中に、交通誘導員。これ、かなり増員を見ているわけですが、工事に当たっては誘導員っていうのはこれ必ずつけなければならない。ただどういう基準なのかわかりませんが、ちょっと私わからないんで聞くんですが、この増員という部分だけでなく、今度の橋脚、ここに今度やる部分について、345号線とはちょっと離れて、この橋台をやるときに誘導するのはちょっとダンプの出入りでわかるんですが、橋脚のP1のどこをやるのにかかなりこういう増員を誘導員を配置しなきゃならないというここの考え、考え方というか基準というのか。今度の提案した内容についてね、そこら辺説明していただけますか。

○委員長（佐々木重勝君） 中屋建設課長。

○建設課長（中屋保君） この誘導員の増員につきましては、A1橋台、国道345側の橋台の工事を施工する際の交通誘導員の配置でございます。こちらのA1橋台を工事するに当たりまして、345号少し市道茂市線側に切り回すといいですか、少し線形変えて工事ということになる予定でございます。こちらの切り回す側のほうには保育所もございますし、国道の交通量が多いということで、警察との協議によりまして24時間体制の誘導員の配置という指示がありましたので、それで、大幅な増ということで今回計上させていただいております。

○委員長（佐々木重勝君） 藤原委員。

○委員（藤原光昭君） それでは確認をしますが、保育所の関係、旧市道茂市線の入り口が保育所が出入りだという部分でちょうどこの部分の橋台にかかわる部分で、指導の関係で24時間、配置するために誘導員がということですか。そうすれば、今までのこの橋台の設置する時も多分、そうだったと思うんですよね。この橋台のときもA1の橋台を設置する時もね。そういう対応をただという私は理解をしてるんですが、今回のこれをやるときにどこがどういうことで、このときも多分24時間やってたと思うんですよ。今回これだけ増員になる

というのは工期が長いためのなのか、それともどこの違いでこれだけの誘導員を増やす理由はどこに1番違いはある。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木室長。

○災害復旧推進室長（佐々木拓君） 当初からA1橋台の施工の際には、340号線の車線の一部をですね、掘削して、規制をかけて工事をするという予定でございました。そのときには、片側1車線の中で掘削の範囲がとどまるということで、日中だけの昼間だけの誘導員の配置という予定でございましたが、実際工事して施工したらですね、土質が思わしくなくて、345号の線の真ん中ぐらまで、切り込んでいかないと土がおさまらないといえますか。施工が困難ということで、掘削影響範囲が340号線の中央側のほうに影響したことによりまして、当初予定してありませんでした山側の歩道部分もですね、車道に振りながら、道路の法線を山側のほうに変えたりという変更等の時間も要してしまったためにですね。工事の日数も、工法変更等々で、時間がかかったということになります。

○委員長（佐々木重勝君） 藤原委員。

○委員（藤原光昭君） この前の橋台の時は340号線の工事がかかっているんですよね。これ終わっているわけですよね。完全にね。340号線の工事は無いと思うんですよ、今回ね。ただ、今回はP1の橋脚の工事になるわけですね。出入りというのは345線前の片側ストップという、それは茂市の市道線があるから、保育所の出入りがあるから、交差するところがあるから、そういうやっぱり誘導員もつけなければ危険だという出入りを考える。今回はこの340号線の工事はここ関わるところはないと思うんですよ。それと、もう一つは夜、夜中これ突貫工事やるんですか。夜やっても、この保育所っていうのは夜はやらないんですよ。それから旧道に入っていくのも土地は小林さんの助というのがあるんですが、そっちのほうの出入り旧道路というのも夜中にそんなにほとんどないですよ。こっちを工事もう夜中に突貫工事やる必要がないのであれば、24時間というのは何だという素朴な疑問も感じるのでね。それ聞いたんです。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木災害復旧推進室長。

○災害復旧推進室長（佐々木拓君） 今回の変更を増額になりました要因といたしましては、今まで御説明申し上げたとおりP1橋脚の仮設工仮設費用の増額というのがまず一つございます。もう一つは今お話ししております交通誘導員の増額ということにつきましては、このA1橋台の施工の際にかかった誘導員の配置の人数の増でございます。実際はですね、現地はこの、A1橋台もですね、それからB2橋脚A2橋台も全て完成してございます。残るP1橋脚の施工を残すだけでございますが、このA1橋台につきましては最後の舗装の復旧ですね、残すだけで構造物自体はもうでき上がってございます。踏みかけ盤と、それから舗装の工事が残っていると、いうところでA橋台の施工時に配置した交通誘導員の人数を今回増額としたいということでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 藤原委員。

○委員（藤原光昭君） だいたい分かった。まだちょっと理解し切れない。24時間配置という部分でちょっと理解し切れないで、24時間あそこに誘導員が必要かどうかという部分をちょっと理解できない。そこら辺はもっと詳しく教えてほしい。

○委員長（佐々木重勝君） 中屋建設課長。

○建設課長（中屋保君） 今回変更内容の中にP1橋脚とA1橋台の工事にあたっての変更ですということで、提案させていただいておるんですが、そのとおり今後実施するP1橋脚の部分はそのとおりでございますので、A1橋台につきましては、既に工事のほうはほぼ終わっております。その際に、24時間誘導員を配置して工事を施工

したものでございます。今回、当初契約につきましては、1億5000万の予定価格に満たない工事でございますので、こちら側のほうで誘導員の配置を見込んで、既に工事が実施しておりましたが、P1橋脚の工事の工法変更によりまして工事費が大きく増額となりまして、今回議決の要件となる金額を超えましたので、今回提案させていただいておるんですけども、変更内容につきましては誘導員の分のも当然計上して変更をするものでございますので、今回このようにちょっとわかりにくいような形になっておりますけども、A1橋台につきましては、工事のほうはほぼ終わっているという状況でございます。

○委員長（佐々木重勝君） 伊藤委員。

○委員（伊藤清君） はい。今の誘導員の関係なんですけども、変更後の金額が810何万ということですから多いなということを感じましたので、今聞いて24時間体制での警備だということでは納得はしましたが、しかしですね。これ、全体人数で割ると、4万3000幾らになるんですよ。1人当たりでいくと。だけでも、夜、全部が夜警備しているわけではなく、日中の人もいると思うんですよ。だから夜の人が何人やっぱ日中の人が何人ということになっていけばもっと下がってくるんじゃないかなというふうに思います。先にやったその18号の2番ですが、ここでは昼だけで170人で1万900円ぐらいになってるんですよ。日中だけだったらこのぐらい済んでるのかなというふう感じたんですが、これ、ならして4万3000円ぐらい、この188人になると4万3300いくらになんというふうに感じましたが、この辺についてはどのように。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木推進室。

○災害復旧推進室長（佐々木拓君） 単価に関しましては日中の誘導員の単価といたしますと、1万円ちょっとぐらいでございますけども、今回24時間の誘導員ということになりますと、積算上の単価といたしますと3万5000円ぐらいという計算になってございます。

○委員長（佐々木重勝君） 伊藤委員。

○委員（伊藤清君） 今言ったように交代でやると思うんですけども、その人が全部その24時間にやるわけじゃなくて、昼の人、夜の人がおそらくあるんじゃないですか。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木室長。

○災害復旧推進室長（佐々木拓君） 24時間の単価につきましては交代要員も含めた単価になってございますので、実際は、昼、従事する人と夜従事する方がおられるかと思いますが、積算上は24時間分1人ということで、計上してございます。

○委員長（佐々木重勝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） ほかになければこれで質疑を終わります。これから、議案第20号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので、直ちにお諮りいたします。議案第20号は原案可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって議案第20号は原案可決すべきものと決定いたしました。

○

付託事件審査（6） 議案第21号 高浜地区道路整備（その1）工事の請負契約の締結に関し議決を求めること
について

○委員長（佐々木重勝君） 次に、議案第21号高浜地区道路整備工事の請負契約の締結に関し議決を求める事についてを議題といたします。次のある方は挙手をお願いします。佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） これ8月6日に指名入札ということで5者が応札したわけですけども89.92%で陸中建設さんがとったと。それで、期日は令和元年の9月25日から令和2年の12月29日まで460日間ということで、説明を受けましたけども、1年半かな。そのぐらいの期間ですけども。1番ちょっと疑問に思ってるのは、今、国のほうのほうで国道のほうの嵩上げをしてるわけです。そういうの擦り合いというか、それはどのような感じでどのように考えてるのか、まず、それを一つ。

○委員長（佐々木重勝君） 盛合工務係長。

○工務係長（盛合弘昭君） 現場の工程のことで私のほうからお答えさせていただきます。国道の45号線のかさ上げを先行するというので三陸国道事務所と事前に協議してまいりました。その結果、今始まっている工事はですね、国道の嵩上げを今のステップ4段階に分けて施工するというので1段階目は、既設の海側の歩道を撤去してそちらに国道を広げますと。今現在そういう状況で通行してるかと思えます。その後ステップ2ということで、市道側、山側のほうに国道を拡幅します。拡幅した際にこのステップ3として拡幅した部分を通行させるそうです。そしてステップ4として、今度は海側のほうを嵩上げをして、ごめんなさい、ステップ2として、山側のほうに張り出した国道を通行させて、ステップ3として、防潮堤側の国道また2.6mほど上げる予定となっております。最大で2.6mになりますけども。その後、その上げた国道また通してステップ4として市道側のほう山側のほうの国道を、拡幅した国道を嵩上げするという4段階で作業を進めますというふうな工程を聞いております。その作業が今年度いっぱいというふうに聞いております。その後、来年度に入ってから、拡幅した国道を全面舗装かけて、最終的な完成が国道の嵩上げが夏頃というふうに聞いておりました。私たちの工事は、国道45号線との接続にあたる、図面の21の4で見れば上のほうから、朱入れの平面図、色がついたところがございまして、右手にしりの字に回ってる部分があるかと思えますけども、この中央線を国道にタッチする部分を国道の嵩上げと同様に、来年の夏までに完成させて、このルートはバス路線にもありますので、供用開始を図りたいなというふうに考えております。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） そうすれば国道の件については、宮古側から津軽石側のほうに行く左側のほうを先に嵩上げをして通して、それで、そっち今度山側のほうを嵩上げをしますと。それで、まず最大が2.7メートルと聞いてましたけども、今、盛合さんの方から2.6と言ったので、2.6が一番広いところの高浜に入る道路のところが2.7の高さになる。そういうことですがね。それでですね、今現在は下のほうの歩道の排水工等について今工事してますけども、県のほうのあれはいいんですけども、市のほうでやる土地の地主さん地主さんとの交渉は全部終わってるのか、終わってないのか。

○委員長（佐々木重勝君） 中屋建設課長。

○建設課長（中屋保君） 地権者の方とは一通り御面会はさせていただいております。おおむねご了承いただいて、契約のほうも順調に進んでおります。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） 今、中屋さんのほうから順調に進んでるという答弁ありましたが、私の聞いているところでは2、3の方がまだハンコをついてないと。それで工事の期間というのは決まってしまうているし、本当に460日で間に合うのか。その辺大丈夫本当に地権者の合意を得られるのか。もう一度お答えいただきたいと。

○委員長（佐々木重勝君） 中屋建設課長。

○建設課長（中屋保君） その一部という御認識がちょっと私どもと議員さんとの間で同じか、私どもといたしましては、一つの土地の部分、ちょっと相続等の関係で少し時間がかかっているところもございますけれども、そちらにつきましても、お話をさせていただいておりますので、工事期間内に終わるように、用地の取得につきましても、引き続き努力してまいりたいと思っております。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） わかりました。よろしくお願いします。それからもう一つですね。高浜道路の場合、ここに電気の線と、あとは上水道、下水道等が入ってますけれども、多分、この工事をする場合は上水道下水道もよけてちょっと仮の場所をつくってやらなきゃならないんじゃないかなと考えてましたけれども、その辺の公表とか、それは終わってました。

○委員長（佐々木重勝君） 中屋建設課長。

○建設課長（中屋保君） 電線路等につきましては、地中にあったのはもう確定しておりますし、上水道下水道につきましても、工事の進捗を見ながら協議して、それは一時的に移設したりというような形でもって、工事のほうは進めていく予定でございます。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） そうすれば、この国道45号から降りたところの左側の、左側というか山田側の方ですけれども。南側のほうこの辺に下水道とか水道の管が下を広いところを通るような形になりますがね。ここは財産管理組合の土地がほとんどなんです。財産管理組合の許可を得てます。

○委員長（佐々木重勝君） 盛合工務係長。

○工務係長（盛合弘昭君） 水道管及び下水道管の移設はですね、施設課のほうに依頼しておりました。水道については一旦仮設の切り回しが必要だということで、それぞれ今委員ご指摘の財産区組合のほうに承諾も得て、仮設配管の設置予定というふうに聞いております。下水道工事についてはですね、この、図面21の4のB断面左下にある図面の中の内ですね、ちょっと補強土壁と箱型の道路になりますけれども、この右端のほうに、第1号歩道工とありますけれども、この位置に移設をすることによって、調整をしているところでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） 分かりました。最後になりますけれども、今もう45号から南側のほうから左に入ってきたんですけども、今回道路ができると直角に入っていかなきゃなんないんです。それで重茂道路、津軽石の、あそこと同じような形で高くなって2.7メートルまで緩やかに高くなっていくわけですけども。高浜から津軽石方面に行くとか宮古方面に行く場合、非常に危険が伴うんじゃないかと。それで前に県の方と市の方と私どもで話し合いをしたときこの道路のところに信号機をつけたらどうなのか。ということで話をしましたが、信号機の件については聞いてませんか。

○委員長（佐々木重勝君） 盛合工務係長。

○工務係長（盛合弘昭君） 施工に際してはですね、国との設計施工協議と事前協議を行います。その後の交差

点の形状が決まりますと、事業主体のほうで公安協議と言うことで警察署の協議を申し込むわけなんですけども。ここの45号のタッチの部分は三陸国道事務所さんのほうで協議を行っております。その中ではちょっと信号の件についてはまだ伺っておりません。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） 三国さんのほうの管轄になると思いますけれども、非常に危険の場所になりますんで、なるべく信号機をつけるように努力をしていただきたいと思います。以上で終わります。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） ここの工事も道路整備工事その1なんですけど、その2っていうのは端的に言えばどういう工事になる予定でしょう。

○委員長（佐々木重勝君） 中屋建設課長。

○建設課長（中屋保君） 21の4ページをごらんいただきたいと思います。その緑の部分の工事を次に発注するという予定でございます。

○委員（落合久三君） はい。そこを確認した上で若干その1の道路整備事業費が3億3572万、結構少なくない、大きい金額の割には21の2の主な工事内容、（1）中央線（2）8号線と書いてあるだけでさっぱり予算が中央線の工事はどのぐらいかかんのか、8号線はどのぐらいなのか見当がつかないので、ちょっと最小限やっぱりそういうのも添付してほしいと思ったんですが、後で詳細なのはいただくことにして、この中央線の工事と8号線の工事、端的にどのぐらいの工事費なんですか。

○委員長（佐々木重勝君） 盛合工務係長。

○工務係長（盛合弘昭君） 議案書のほうには請負額で提示させていただいてますけど、設計額のほうでちょっとお答えさせていただきたいと思います。諸経費税込みの額でありますけど、ざっとですね。高浜中央線が1億6000万ほどになります。そして残りといいますか、2億2000万が高浜8号線分に該当しております。あわせて3億8000万ほどの工事を8000万弱の工場発注したところ、表記のと通りの落札率でもって、今の契約額になってると。提示額になってるという状況でございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 設計額で3億8000万ほどで入札の結果、先ほど言ったような89%、落札であったということでわかりました。やっぱり予算審議にもかかわるので事業費だけでなくやっぱり最小限ここにかかるんだっていうのをやっぱり示すべきだと思います。そうでないとやっぱりまずいなとこういうふうに思います。それで次の二つ目の質問はですね。この中央線の盛土3,780立米、それから8号線2000飛んで20立米、それからもう一つ、補強土壁工というんですか。ここの中央線のほうが、括弧して1,190立米、それから8号線のほうの補強土壁工が2,640立米というふうに、なってこれを単純に計算しますと、9,630立米の盛り土が必要になるっていうのが書いてあります。9,630立米はどこから持ってくるんですか。

○委員長（佐々木重勝君） 中屋建設課長。

○建設課長（中屋保君） 先ほど荒牧地区の工事のときにもちょっとお話を少しさせていただきましたけども、高浜港湾用地のほうに仮置きしているまづ土砂をこちらの工事のほうに使用するというところでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） なるほど。高浜の港に置くがれきとかじゃないところから持ってくると。その土砂の盛土にするための高浜から持ってくるのの運搬費がどこを見てもないんで聞いたんですが。そういう費用はどこ

に計上になっていたんです。この、示されている21の2で言えば、この、補強土壁工っていうところに含まれるんですか。

○委員長（佐々木重勝君） 中屋建設課長。

○建設課長（中屋保君） 単純に盛り土をする部分についてはこの盛土工の中に入って土砂の運搬が入っておりますし、補強土壁のところを使う土砂につきましては、この補強土壁工のところに運搬費を見ているということでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） やっぱりあの、もうちょっと、予算審議して、議会の理解を求めるために多分やってると思うんですが、そういうのをきちっと示すべきだと思います。繰り返しになりますがそこで、高浜の港に仮置きする土砂は確か先ほどの荒牧笹見内のところで説明受けたような気がしたんですが、いくら高浜には残るんではたっけ。

○委員長（佐々木重勝君） 中屋建設課長。

○建設課長（中屋保君） 荒巻地区から高浜地区への運搬する量1万5600立米ということです。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） そしてそれに係る運搬費等は盛土工の中に含まれるという説明でしたのでそういうふう理解をいたします。繰り返しになって大変恐縮ですが、是非最小限3億数千万の工事費の、何にどのぐらいかかるのかっていうのはやっぱりちゃんと示してもらいたい。いうことを指摘することにとどめたいと思います。

○委員長（佐々木重勝君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） ほかになければこれで質疑を終わります。これから議案第21号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので、直ちにお諮りいたします。議案第21号は原案可決すべきものと、決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案可決すべきものと決定をいたしました。

○

付託事件審査（7） 議案第27号 市道路線の認定について

○委員長（佐々木重勝君） 次に、議案第27号市道路線の認定についてを議題といたします。次のある方は挙手を願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 質疑がなければこれで質疑を終わります。これから議案第27号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので、直ちにお諮りいたします。議案第27号は原案可決すべき

ものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めますよって、議案第27号は原案可決すべきものと決定をいたしました。

○

付託事件審査（8） 議案第17号 宮古市水道事業給水条例の一部を改正する条例

○委員長（佐々木重勝君） それでは進行させていただきたいと思います。休憩前にさかのぼり会議を再開いたします。これより、議案第17号宮古市水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。質疑のある方は挙手をお願いいたします。ありませんか。はい。藤原委員。

○委員（藤原光昭君） はい。つまりは、このとおりの理由のこのとおりのといえばそれまでですが、初歩的で大変申しわけないんですが、今度の改正で、ここの「各号の区分により」というところを「掲げる区分に応じ」というふうに改正をするんですが、こういうふうに改正することによって、どこがどういうふうに違いが文を変えるということだから。やっぱり今までに不都合な部分を少しでも解消するために、こういうふうに変えるものなんだべなどは思うんですが、変えることによってどこがどう違うのか。

○委員長（佐々木重勝君） 大久保上下水道部長。

○上下水道部長（大久保一吉君） 今まで、これ昔のものっていいですか、条例なんですけども、「区分により」というような掲げ方、記載の仕方をしてましたけれども、最近はですね、全体的にこういう文言の使い方が「掲げる区分に応じ」というような部分で合わせてきたというような状況です。従いましてどういうふうに違ったかというような部分になってくると、あんまり変わらないというような内容になってくるという内容だと思っております。何でここにはってくる内容もそうそう変わってきてませんし、文言を整理してきたというような内容になります。こういう部分については、何かの改正があった都度合わせて、直してくるというような方法をとっておりましたので今回大きな部分では指定の更新、この部分が追加されましたので、この大きな改正に合わせて、所要の改正をしてきたというような内容でございます。

○委員長（佐々木重勝君） よろしいですか。はい。ほかにございませんか。落合委員。

○委員（落合久三君） 17の1ページに条例改正の理由に、指定給水装置工事事業者と、私の理解では従来は例えば宮古市の場合、宮古市から指定された業者は期限がなく、いつまでも言っているのかもしれませんが、ずっと指定業者でいられたと。ところがいろんな問題が続出するようになって、指定の期間は5年とすると。つまり5年の間に次の5年が過ぎる前に、次に向けて更新をしないとだめだと、いうふうに法改正施行令等がなされたために、提案されたものっていうふうに理解するんですが、水道法等の改正の理由目的っていうのは、そのことが主たる目的なんですか。それ以外にもあるんですか。

○委員長（佐々木重勝君） 三浦経営課長。

○経営課長（三浦吉彦君） はい。お答えいたします。委員おっしゃるとおりの理由で今回、法改正がされたものと理解しておりますし、そのほか、全国的には工事業者が失踪したりとかいろんな問題が起きてきたために、こういうふうな法改正というふうな形になりました。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 私は本会議で説明あったときに、非常に簡単な説明でしたので、水道事業の民営化っていう問題が大枠で言うともそういう流れもありますよね。国会の中にも政府の中にもそれを推進しようとする人

たちもいる。そういう、流れもあって俗っぽく言えば規制緩和を進めるための法改正なのかなというふうに瞬間的に思ったんですが、というよりはむしろ今課長が言ったように、指定給水装置工事事業者の中には失踪と、いやちょっと想定外の説明だったんでちょっと正直えって思ったんです。我が家も40年近く前にうち建てるときに水道屋が来て、給水管からうちの中に水道引っ張るときに、穴開けたりくっつけたりいろんな作業やって、この仕事っていうのは全く素人の目から見て、間違ったりすると大変なことになっぺえなど。飲み水だしね。そういう意味では相当やっぱりちゃんと資格も持って経験も積んだ人たちが、宮古市から指定を受けてこういう工事をやってんだな、非常に大事な仕事だな、っていうのを思ったときがあったんですが、今課長からそういう指名をされている工事の工事者の中から失踪等があった、という言葉で私もちょっと調べてみたんですが、なぜ5年間で更新するかっていうと、厚生労働省が今から4年、5年前ですか。大がかりな調査をやったら、所在不明の事業者が少なからずいたと。違反行為がかなりあったと。無届け工事もかなりあったと。住民からの苦情は激しくあったと。という数字も挙げた時期のをちょっと目にしたったんですが。そういうこともあって、背景として主任技術者、国家資格を有する資格者が、規制緩和によって、もう今からもう20年近く前の話ですが、当時、主任技術者は全国で2万5000人だったのが規制緩和されて平成25年には22万8000人に9倍に広がったと。技術者はね。そういうのも背景にあって、だからだめだつう意味じゃなくて、そういうのもあって、しかも指定された業者はやや無期限で指定業者でいられるとそういう中でこういういろんなトラブルというか起きたので、そこをきちんと是正するという意味で5年たったら更新をしないよと。その間に指定をする側の宮古市においても、業者の実態をちゃんと技術者が本当にいるのかどうかとかね。多分、失踪って課長が言ったのは、そういう人が経営者だけでなく、そういう技術者もいていないような状態で工事やったり、全国にあったそうですから、そういうことが背景になってこういう提案になったと理解したんですが、初歩的なことですが、宮古市の指定業者って今何社ですか。

○委員長（佐々木重勝君） 三浦経営課長。

○経営課長（三浦吉彦君） 現在、103者を指定しておりますけども、3者が休止状態ですので稼働してるのは100者になります。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 非常に聞きづらいんですが、休止状態除いて100者がここ数年、先ほど厚生労働省が調査をやったような内容で、いわゆるトラブルみたいなのは、宮古の場合もあるものですか？詳細なことは全くいいんですが。例えばこういう感じのやっぱり苦情というか、あつてはならないことがあるとかないとか。その辺はわかります。

○委員長（佐々木重勝君） はい、三浦施設課長。

○施設課長（三浦義和君） 住民からの苦情というのは聞いておりません。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） はい。そうだとすれば、この条例改正の背景はそういうことだと。今宮古市には103指定業者がいて、3者が休止中だが、特に住民からはそういった苦情めいたものは今のところないと。大変いいことだと思います。そういう意味で、今度の条例改正っていうのは5年間の中で更新するときにも1件につき1万円の手数料を取りますよと。これは、この1万円っていうのは新規でやる場合と金額は同じなんじゃないか。

○委員長（佐々木重勝君） 三浦経営課長。

○経営課長（三浦吉彦君） はい。申請内容、申請様式等が新規と全く変わりませんので、新規と同様に更新も1万円というふうに提案させていただきました。

○委員長（佐々木重勝君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） ほかになければこれで質疑を終了いたします。これから議案第17号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので、直ちにお諮りいたします。議案第17号は原案可決すべきものと、決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） はい。異議なしと認めます。よって、議案第17号は、原案可決すべきものと決定いたしました。以上で当委員会に付託された議案の審査は終了いたしました。お諮りいたします。9月24日の本会議における委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。以上で付託事件審査を終了いたします。

午後1時5分 休憩

○

宮古市議会産業建設常任委員会委員長 佐々木重勝